

議案第14号

松阪市リバーサイド茶倉事業基金条例の廃止について

松阪市リバーサイド茶倉事業基金条例（平成17年松阪市条例第91号）を次のように廃止する。

平成29年2月15日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市リバーサイド茶倉事業基金条例を廃止する条例

松阪市リバーサイド茶倉事業基金条例（平成17年松阪市条例第91号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年3月31日から施行する。

（基金に属する現金の帰属）

2 この条例の施行の際、この条例による廃止前の松阪市リバーサイド茶倉事業基金条例の規定による基金に属する現金は、松阪市一般会計に帰属するものとする。